

【参考情報 1】 出席停止期間

| 感染症の種類 | 改正前 | 改正後 |
|-------------------|----------------------------------|--|
| インフルエンザ(※) | 解熱した後 2日を経過する まで | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日 を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日) を経過するまで |
| 百日咳 ^{せき} | 特有の咳が ^{せき} 消失するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗 菌薬療法が終了するまで |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺の腫脹が ^{ちよう} 消失するまで | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | — | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

【参考情報 2】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日(解熱後2日目)
→ (この間発熱がない場合) → 木曜日から出席可能

ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

(3) その他

○その他、用語の整理及び常用漢字表の訂正に伴う振り仮名の見直しを行う。

3 施行期日

平成24年4月1日